

行動規範（コンプライアンス・ガイドライン）

第1章 総則

第1条 （目的）

本規範は、ガリレイグループ（以下「当社グループ」という）の国内外すべての役員、従業員（社員、パートタイマー及び派遣労働者）等、当社グループの業務に従事するすべての者（以下「役員及び従業員等」という）が、事業活動を展開するにあたり、「いかに行動すべきか」に関する基本的な事項を定め、企業としての社会的責任を果たすことを目的とするものです。

第2条 （企業理念と基本姿勢）

当社グループは、『企業理念』である“幸せ四則”を掲げています。この『企業理念』を実現するために、『企業行動憲章』と『社員行動指針』とが制定されています。『企業行動憲章』は、事業活動に関わる全ての行動が目指す姿を示しており、『社員行動指針』は、役員及び従業員等が、事業活動を行う際の心構えを示しています。本規範は、『企業行動憲章』が求める「なすべき行動」「なしてはならない行動」の基本的な規範を示しています。

第3条 （適用範囲）

本規範は、国内の事業活動のみならず、海外における事業活動にも適用されます。

第2章 食の安全・安心

第4条 （製品の安全性、品質の確保）

当社グループは、製品、システム及びサービスについて、安全で、かつ消費者、お客さまに受け入れられる品質を確保するとともに、常により優れた製品、システム及びサービスを開発します。

第5条 （製品に関する情報の提供）

当社グループは、製品、システム及びサービスに関して、消費者、お客さまに対して、安全で正しい使用方法を伝えるため、適正な表示をなし、また、わかりやすい説明をするよう努めます。

第6条 （安全性が懸念される事態への対応）

当社グループは、製品、システム及びサービスの安全性が懸念されるような事態が発生した場合、ただちにその原因究明と対策を行うとともに、消費者、お客さまの安全確保のために必要な情報を提供し、いかなる場合にも、安全性に関する情報を隠蔽しません。

第3章 お客さま満足の追求

第7条 (有用な製品の提供)

当社グループは、多様化する消費者、お客さまのニーズを把握し、社会的に有用な製品、システム及びサービスを開発・提供します。

第8条 (問合せへの対応)

当社グループは、消費者、お客さまからの問合せ、苦情に関する窓口を整備するとともに、アフターサービスやお客さまサポート体制を充実させます。また、消費者、お客さまからの問合せには誠実に対応します。

第4章 環境保護

第9条 (環境にやさしい製品の提供)

当社グループは、SDGsに賛同し、環境にやさしい製品、システム及びサービスを開発・提供し、持続可能な地球環境の実現に貢献します。

第10条 (環境負荷の低減)

当社グループは、事業活動において生じる環境影響を評価し、環境リスクの低減に向けて継続的に取り組みます。

第11条 (省エネルギー、環境保全技術の移転)

当社グループは、海外事業の展開にあたって省エネルギーや環境保全技術を各国へ移転し、グローバル企業として地球環境への影響を配慮した取り組みを、継続的かつ積極的に推進します。

第12条 (環境に対する取り組みの情報発信)

当社グループは、統合報告書の発行等を通じて、環境に関する取り組みを広く社会に発信していきます。

第5章 社会貢献

第13条 (業界の社会貢献への参画)

当社グループは、業界や経済界が実施する募金や緊急支援への協力等を通じて、社会貢献活動に参画します。また、当社グループ内でのチャリティー募金の実施等により、独自の社会貢献活動も実施していきます。

第 14 条 (地域への貢献)

当社グループの全国の各事業所において、定期的な近隣清掃を実施する等、よき企業市民として地域社会との友好な関係を築き、地域社会へ貢献します。

第 6 章 グローバル

第 15 条 (現地の法律遵守)

当社グループは、国際ルールを踏まえ、現地の法令を遵守し、国際社会の一員として誠実かつ公正に事業活動を推進します。

第 16 条 (輸出入規制等への対応)

当社グループは、関税法や輸出入に関する法令を遵守します。また、経済制裁措置の対象国・地域・法人・団体・個人との取引に当たっては、関連法令や当社が別途定める社内方針を遵守し、責任ある対応を行います。

第 17 条 (現地での事業活動)

当社グループは、現地での文化や慣習を尊重し、相互信頼を基盤として事業活動を推進します。

第 18 条 (外国公務員等に対する贈答、接待の禁止)

当社グループは、外国政府や地方公共団体の役職員あるいはそれに準ずる者に対して、不当な利益等の取得を目的とする贈答、接待、その他の便宜の供与を行いません。

第 7 章 法令遵守

第 19 条 (法令、社会規範等の遵守)

当社グループは、事業活動に際しては、法令はもとより、社内規則を遵守するとともに、社会規範や企業倫理を十分に認識し、良識と責任を持って行動します。

第 20 条 (適正な会計処理)

当社グループは、決算業務や会計帳簿の記帳にあたっては、法令や社内規則に従って適正かつ正確に処理を行い、これを保管します。また、財務状況及び業績に関する情報は、適用される法令や一般的な業界標準に則り適正に開示します。

第 21 条 (会社資産の適切な管理)

当社グループは、会社の資産を法令や社内規則に則り厳密に管理し、事業活動のためのみに効率的に活用します。また、役員及び従業員等は、会社の資産を個人的な目的で自ら使用したり、第三者に使用させたりしません。

第 22 条 (知的財産の保護)

当社グループは、知的財産権の重要性に鑑み、法令に則り、他者の知的財産権を尊重するとともに、当社グループの知的財産権が法令により保護されるよう必要な手段を講じます。

第 23 条 (インサイダー取引の防止)

当社グループは、役員及び従業員等が、業務遂行上当社グループ及び取引先の内部情報を知った場合、その情報が正式に公表されるまでは、当該会社の株式を売買しません。また、役員及び従業員等が内部情報に基づく不当な株式売買を行うことがないよう、教育を徹底します。

第 8 章 公平・公正な取引

第 24 条 (独占禁止法の遵守)

当社グループは、役員及び従業員等の独占禁止法に関する意識を高めるとともに、法令遵守を徹底し、公正で自由な企業間競争を行います。

第 25 条 (適正な購買取引)

当社グループは、購買取引方針を確立し、当該方針に則り、公正な購買取引を推進します。また、いかなる場合にも、取引先から現金、商品券等現金に準ずるもの、社会通念を超えるような贈答や接待を受けません。

第 26 条 (虚礼の自粛)

当社グループは、事業活動の公正性や透明性を確保するため、取引先との間で虚礼を自粛し、不当な利益等の取得を目的とする贈答や接待を行いません。また取引先からの当社グループの事業遂行上必要としない製品またはサービスの購入や寄付の要望に対しては、原則として応じないものとします。

第 27 条 (政治との透明度の高い関係構築)

当社グループは、政治、行政と透明度の高い関係を構築するものとします。また、許認可、公共事業の受注等における利益享受を目的とした官庁出身者の受け入れは行いません。

第 9 章 従業員の尊重

第 28 条 (公正な人事処遇制度)

当社グループは、個々の従業員の権利と機会均等を重んじ、誰もが正當に評価され、やりがいを持って働けるよう、納得性、公正性のある人事処遇制度の整備に努めます。

第 29 条 (多様性の促進)

当社グループは、ワークライフバランスの推進やバリアフリーの促進等を通じて、多様な価値観を持った多様な人材の就労を可能とする環境整備に努めます。

第 30 条 （安全、快適な職場環境整備）

当社グループは、労働安全衛生対策を徹底し、労働災害発生の防止に努めるとともに、健康経営方針のもと、従業員の心と体の健康保持・増進を支援し、従業員一人ひとりが安全で健康に働ける快適な職場環境整備に努めます。

第 31 条 （差別の禁止）

当社グループは、信条、性別、各種障害等に基づき、雇用及び処遇に非合理的な差別をせず、多様性を持った人材の共同参画社会の実現に努めます。

第 32 条 （ハラスメントの排除）

当社グループは、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント等、従業員の人格を傷つけたり、恐怖や不快感を与えたりするあらゆる行為を許しません。

第 33 条 （職場での虚礼の廃止）

当社グループは、職場内における儀礼的な贈り物等のやり取りを廃止します。

第 34 条 （従業員の能力開発支援）

当社グループは、多様な研修や能力開発機会の提供、キャリア・カウンセリング・システムの整備を通じて、従業員の個性を尊重したキャリア形成や能力開発を支援します。

第 35 条 （労使協議）

当社グループは、従業員との誠実な対話、協議を通じて、情報の共有化、信頼感の醸成を促進します。

第 36 条 （児童労働、強制労働の禁止）

当社グループは、児童労働、強制労働を認めず、また、取引先や協力企業に対しても児童労働、強制労働が行われることがないよう働きかけていきます。

第 10 章 情報開示

第 37 条 （株主等とのコミュニケーション促進）

当社グループは、株主、投資家等に正確な情報をタイムリーに提供し、株主総会やインベスター・リレーションズ（IR）活動を通じて、株主、投資家等との建設的なコミュニケーションを促進します。

第 38 条 (適時適切な情報開示)

当社グループは、適用される法令と一般的な業界標準に則り、ステークホルダーに対して、適時適切に情報を開示します。

第 11 章 情報管理

第 39 条 (企業秘密の管理)

当社グループは、企業秘密の重要性を認識し、当社グループの企業秘密はもちろんのこと、他社の企業秘密も厳重に管理し、社外に漏洩させたり、業務目的以外に使用したりしません。役員及び従業員等は、退職後も当社グループに在籍中に知り得た企業秘密を漏洩せず、いかなる目的にも使用しません。

第 40 条 (個人情報保護)

当社グループは、顧客や従業員の個人情報保護の社内規則・体制を整備し、個人情報の流出や業務目的外への流用を防止するよう徹底します。

第 12 章 反社会的勢力への姿勢

第 41 条 (反社会的勢力との関係遮断)

当社グループは、反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、裏取引や事実の隠蔽を行いません。

第 42 条 (関連団体との連携)

当社グループは、反社会的勢力対策の一環として、平素から警察等の外部機関との信頼関係の構築に努め、有事の際はそれら外部機関と連携し、企業と関係者の安全確保に努めます。

以上

(附則)

本規範は、平成 20 年 2 月 16 日より施行する。

本規範は、2020 年 6 月 29 日に改定し、同日より施行する。

本規範は、2021 年 7 月 26 日に改定し、同日より施行する。

本規範は、2025 年 9 月 22 日に改定し、同日より施行する。